

校長	教頭	教務主任	養護教諭	学年主任	担任

学校保健安全法施行規則では、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は十分休養し、回復後、登校時に下の報告書を学級担任に提出してください。

新型コロナウイルス感染症に係る報告書

岐阜県立多治見北高等学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 生徒氏名 _____

- 罹患した感染症名 新型コロナウイルス感染症
- 発症日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 陽性判明日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 陽性判明の経緯 _____
(受診して判明した場合は医療機関名を記入)
- 症状が軽快した日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 自宅療養期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
- 確認事項 発症日翌日より5日を経過している。(登校可能は6日目から)
(してください) 症状が軽快した日の翌日より1日を経過している。

上記の内容に相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

※ 注意事項 ・保護者の方で記入してください。医療機関による証明は不要です。